

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 16 日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 1

規 則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 4 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条中「種類」の次に「及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格（次条第2項及び第8条第1項において同じ。）に関する文書を入手するための手段」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の審査の結果資格を有しないと認めた者から請求があったときは、速やかに、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

第5条第2項中「以外の契約」の次に「（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して少なくとも24日前

までに行う旨を記載したものに限る。）」を加える。

第6条第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第4項中「以外の契約」の次に「（最初の契約に係る通知において、最初の契約以外の契約に係る通知をその指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨を記載したものに限る。）」を加える。

第8条第1項中「令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する」を削る。

第10条第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項第12条第7号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

(総務会計課)